

令和3年8月4日

公営競技を行うことができる町の指定

公営競技を行うことができる市町村については、競馬法(昭和23年法律第158号)第1条の2第2項及び第4項、自転車競技法(昭和23年法律第209号)第1条第1項及び第2項、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第2条第1項及び第2項に基づき、総務大臣が指定することとされています。

令和3年3月29日に、令和2年度末に指定期限を迎える市町村に係る指定を行いました。岐南町及び笠松町については、両町及び岐阜県により構成する岐阜県地方競馬組合(以下「組合」という。)に関する調教師及び騎手(いずれも令和2年7月末に引退)に、競馬法第29条違反(調教師及び騎手の馬券購入等)の疑いがあり、組合関係者が名古屋国税局から所得税の申告漏れの指摘を受けた旨の報道を受け、組合が、レース開催を自粛し、第三者委員会を設置の上、事案の真相究明と再発防止策の検討を行っていたことから、継続審査としました。

その後、当該調教師及び騎手の競馬法第29条違反が確定するとともに、組合において、所得税の申告漏れ及び修正申告の事実を確認し、これらの法令違反等に係る再発防止策がとりまとめられました。

こうした対応を踏まえ、今般、岐南町及び笠松町から改めて指定に係る申請があり、公営競技を行うことができる町として以下のとおり指定しましたので、お知らせします。

競技	町名	指定に係る期限
競馬	岐南町、笠松町	令和4年3月31日

(連絡先)

自治財政局地方債課

担当: 五月女、安永

電話: 03-5253-5629(直通)